

○雫石町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付要綱

平成27年4月1日告示第76号

改正

平成28年4月1日告示第63号

平成29年4月1日告示第55号

平成30年4月1日告示第44号

平成31年3月20日告示第44号

令和2年3月18日告示第21号

令和3年3月17日告示第35号

令和5年3月27日告示第50号

令和6年3月29日告示第77号

令和7年3月28日告示第44号

雫石町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 有害鳥獣（雫石町鳥獣被害防止計画に定める鳥獣に限る。以下同じ。）による農畜産物被害の防止に農業者等が自ら取り組む意識を高めるため、農業者等が電気柵を設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有し、町内において農畜産物生産を行っている農業者及び集落営農組織等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 同一年度内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者
- (2) 前号に規定する者の属する世帯（生計を一にする他の世帯を含む。）の世帯員
- (3) 同一年度内に第4条第2項に規定する補助金の交付を受け、利益を受けた世帯（生計を一にする他の世帯を含む。）の世帯員
- (4) 町税を滞納している者

(補助金の交付対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農畜産物を生産する農地又は農業生産施設（農業生産のために自らが飼養する家畜の飼料とするものを含む。以下「農

地等」という。)への有害鳥獣からの被害を防ぐための電気柵を新設するために必要な資材の購入費する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該経費への補助について、この要綱に基づく補助制度以外の制度との併用はできないものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 1ヘクタール以上の農地等への設置の場合 補助対象経費の50パーセントに相当する額以内の額。ただし、8万円を限度とする。
- (2) 1ヘクタール未満の農地等への設置の場合 補助対象経費の50パーセントに相当する額以内の額。ただし、4万円を限度とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、2ヘクタール以上の農地等に、受益戸数が2戸以上となる電気柵を設置する場合の補助金の額は、補助対象経費の50パーセントに相当する額以内の額とし、20万円を限度とする。

- 3 過年度においてこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者に対して補助金を交付する場合は、当該交付限度額は、前2項に規定する交付限度額の2分の1の額とする。

(申請時の添付書類等)

第5条 規則第3条第1項第4号の町長が必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 見積書又は経費の根拠となる書類の写し
 - (2) 位置図
 - (3) 設置予定場所の写真
 - (4) 土地所有者の同意書
 - (5) 町税の納税証明書又は非課税証明書の写し
 - (6) 納税対応状況申出書(別記様式)
 - (7) 前条第2項に規定する補助金の交付を受けようとする場合は、受益世帯(生計を一にする他の世帯を含む。)の世帯員の氏名及び住所の一覧が記載された書類
- 2 補助事業者は、前項第6号に規定する申出書により、免税事業者、課税事業者のうち特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法(昭和63年法律第108号)別表第3に掲げる法人又は同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。)又は簡易課税制度を選択し

ようとする事業者に該当する旨を申し出る場合を除き、補助事業に係る経費から消費税及び地方消費税相当額を減額して交付申請しなければならない。

- 3 前項の規定により補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税相当額」という。）を減額して申請する場合は、消費税相当額が分かる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第6条 規則第5条第1項第1号に規定する町長が定める軽微な変更は、事業費の20%を超えない事業内容の変更とする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年4月1日告示第63号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第55号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第44号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日告示第44号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日告示第21号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日告示第35号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日告示第50号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第77号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第44号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

雫石町長 様

住所
氏名

納税対応状況申出書

雫石町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金の交付申請に当たり、消費税法に基づく納税対応について下記のとおり申し出ます。

記

納税対応（予定）		補助事業に係る経費	該当事項
1 免税事業者		消費税込み	
2 課税事業者		—	—
(1) 一般課税業者	ア 消費税法別表第3に掲げる法人又は同法第2条第7項に規定する人格のない社団等で特定収入が5%超の場合	消費税込み	
	イ 上記ア以外の場合	消費税抜き	
(2) 簡易課税業者		消費税込み	

備考 該当事項欄に○を記載すること。

（注）その課税期間の基準期間（個人事業主は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における納税義務が免除されます。

ただし、特定期間（個人事業主は前年の1月1日から6月30日までの期間、法人は原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後の6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の事由に該当する場合や適格請求書発行事業者は納税義務が免除されません。